

# 部活動実施に係る対応マニュアル (2022.1.14 Ver. 5)

スポーツ振興課  
高校教育課  
特別支援教育室

本県では、これまで、コロナ禍における県立学校の教育活動は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～文部科学省」や「新型コロナウイルス感染症への対応に係る県立学校における教育活動の指針栃木県教育委員会」等に基づき、感染防止対策を徹底し実施してきたところである。

部活動は、学校の教育活動の一環として行われ、生徒の学びの機会の一つとして保障していくことが重要なことから、本県においては、感染防止対策との両立を図るため、上記、国の衛生管理マニュアルと県教委の教育活動の指針に加え、本マニュアルに基づき対応することとする。なお、本マニュアルの他、競技や種目ごとに、参考資料1にある中央競技団体のガイドラインや関係団体が定める感染防止対策を踏まえた活動となるよう留意する。

また、警戒度レベルに応じた部活動については、別紙に示すとおりとする。

## 1 感染拡大防止について

### (1) 換気等の徹底

体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。

### (2) 手洗い・消毒の徹底

活動中はこまめな手洗いを徹底し、使用する用具等は、使用前後に消毒を行い、不必要に使い回しをしない。

### (3) マスクの着用

#### 【運動部】

運動する際、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるためには、生徒の間隔を十分に確保するなど、以下①から④の事項を十分に踏まえた対策を講じる。

- ① 生徒間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保する。
- ② 軽度な運動を行う場合や生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、運動時は医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用する。
- ③ マスク着用時には呼気が激しくなるような運動を行うことを控え、生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の生徒との距離を2m以上確保して休憩するよう指導する。
- ④ 顧問は、原則として指導中はマスクを着用する。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ない。

\*「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（令和2年5月21日付けスポーツ庁政策課学校体育室 事務連絡）」参照

## 【文化部】

活動する際は、マスクを着用する。ただし、マスクを着用したまま発声等をする場合、生徒が息苦しさを覚えることもあるので、その場合は、換気や距離を十分とるなどの配慮の上、マスクを外してよい。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。

## 2 活動内容、方法等について

### (1) 生徒の健康管理の徹底

- ① 部活動開始前に、生徒の状況（体温、体調）について健康観察シートを活用し把握する。
- ② 発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、必要に応じて医療機関を受診させる。

### (2) 活動における留意事項

- ① 活動前に生徒の体力や健康状況等を把握する。
- ② 部活動への参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重し、強制しない。
- ③ 部活動の中止などにより、久しぶりに運動を再開する場合など、体力が十分に回復していない生徒もいると考えられるため、生徒の事故防止には十分に留意する。その際、当該種目に必要な体力を高めるとともに、段階的な指導を行う。
- ④ 十分な準備運動を行うとともに身体に過度な負担のかかる運動は徐々に行う。
- ⑤ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ⑥ 部活動前後の集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- ⑦ 活動時間はより短時間とし、休養日を適切に設定する。
- ⑧ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問等の指導のもと実施する。
- ⑨ 以下のアからカのとおり、熱中症対策を十分に講じた上で実施する。

ア 活動前に適切な水分補給を行うとともに、活動中や終了後にも適宜水分補給を行う。

イ 必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整える。

ウ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には休ませ、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。

エ 運動時のマスクの着用は必要ないが、マスクをしている場合でも、生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけはずして呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

オ マスクを外した際の感染リスクを避けるため、生徒の間隔を十分に確保する。具体的な取り扱いは、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～で示している内容を参照する。

カ 熱中症の目安となる暑さ指数(WBGT)を活動場所や活動時間毎に測定し、環境省のホームページ(熱中症予防情報サイト)にある暑さ指数に応じた対処方法や注意事項等を参考に対応する。

### (3) 活動場所や時間、人数等に配慮した活動

- ① 部員数が多い場合、生徒が密集した活動とならないように工夫する。
- ② 練習中、順番を待つ際は、互いに距離をとる。
- ③ 活動場所が狭く、順番待ち等で密集した状態となる場合、時間をずらすなど、一度に活動する人数を減らす。
- ④ 更衣室や部室を使用する場合は、換気をこまめに行う。短時間の利用とし、一斉に利用しないよう配慮する（着替え等）。

### (4) 活動内容

活動は下記の資料及び各競技団体や関係団体が示しているガイドライン等を参考にしながら、基本的な感染防止対策を徹底・継続した上で実施することとし、制限されている活動や内容等を行わない。

<資料>

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」文部科学省初等中等局健康教育局健康教育・食育課
  - 「新型コロナウイルス感染症への対応に係る県立学校における教育活動の指針」栃木県教育委員会
  - 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」文部科学省初等中等局健康教育局健康教育・食育課
- 本県がまん延防止等重点措置区域、又は緊急事態宣言区域となっているなど、県内での感染が拡大している場合には、特に「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」文部科学省初等中等局健康教育局健康教育・食育課の通知に添付されている、「部活動の『感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動』の制限等について」を参考にし、部活動における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での感染症対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染防止対策に取り組む。

#### 【運動部】

活動内容の留意事項については、競技により一律ではないため、各競技団体のガイドライン等を必ず確認する。

※中央競技団体 競技開始等ガイドライン参照（参考資料1）

#### 【文化部】

活動場所が密にならないようにする。活動場所のこまめな換気や身体的距離を十分確保するなどの万全な感染防止対策を講じた上で慎重に実施する。

## 3 警戒度レベルに応じた部活動について

- ① 警戒度レベルに応じた部活動については、別紙により対応する。
- ② 学校が分散登校やオンライン授業等となった場合、部活動は原則中止とする。

## 4 大会や対外試合、演奏会、合宿等の参加について

- ① 感染力の強い変異株の拡大により、3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されていることから、本人はもとより同居する家族や身近な知人に発熱や感染が疑われる場合等は、競技会等に参加しないことを徹底する。

- ② 一部の部活動において、練習や試合、大会等に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生している事例もあることから、校内での活動はもとより、大会等への参加にあたっては下記の事項に留意し、屋内外を問わず、これまで以上に感染対策を徹底する。

- ア 大会等に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。
- イ 車座になって飲み物を飲みながらの会話や食事の際に感染が広がることを防ぐため、集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、終了後は速やかな帰宅を促す。
- ウ 更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- エ 大会等に参加する者が感染した場合に感染拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を主催者側が示しているガイドライン等で再確認する。
- オ 合宿等の宿泊については、「感染防止対策取組宣言」に参加している宿泊施設やそれに準ずる対策を実施している宿泊施設を利用する。

- ③ 参加する生徒及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、大会参加への理解と同意を得ていること。

なお、大会等の参加については、下記の通知を参考にする。

- 「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組について（依頼）」令和3年6月2日付け（事務連絡）スポーツ庁政策課学校体育室・文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室
- 「地域の感染状況を踏まえた県外での教育活動の実施について（通知）」令和3年2月1日（高教第1122号）栃木県教育委員会教育長

また、練習試合や合宿等を行う際には、下記のチェックリストを活用し、感染防止対策に努める。

- ◆ 「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の留意事項（感染防止対策チェックリスト）」参照（参考資料2）
- ◆ 「宿泊や移動を伴う活動を実施する際の留意事項（感染防止対策チェックリスト）」参照（参考資料3）

## 4 その他

各学校は、県や文部科学省、厚生労働省、関係団体等のホームページをこまめに確認するなど、最新の情報を入手し、引き続き、生徒の安全確保に留意する。

なお、今後の感染状況により、対応が変更になる可能性がある。

<参考ホームページ>

- ・栃木県 HP <https://www.pref.tochigi.lg.jp/>
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定  
[https://corona.go.jp/news/news\\_20200411\\_53.html](https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver7）文科省」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・スポーツ庁  
<https://www.mext.go.jp/sports/>
- ・日本スポーツ協会  
<https://www.japan-sports.or.jp/>
- ・日本障がい者スポーツ協会  
<https://www.jsad.or.jp/coronavirus/index.html>